

居 住 部 門 重 要 事 項 説 明 書

知夫村高齢者生活福祉センター

招 福 苑

知夫村高齢者生活福祉センター居住部門重要事項説明書

1. 高齢者生活福祉センター招福苑の運営理念

高齢者が介護支援・住居・地域交流等、総合的機能を持つ生活支援ハウス(招福苑)を利用されることにより、個々の能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援し、又その家族の精神的・身体的負担の軽減を図ることを目的としています。

2. 生活支援ハウスの概要

施設の名称	知夫村高齢者生活福祉センター「招福苑」		
施設の所在地	島根県隠岐郡知夫村 664 番地		
電話番号	08514-8-2001		
開設年月日	平成 4 年 7 月 1 日		
増築棟開設	平成9年 7 月 1 日		
増床	平成 27 年 4 月 1 日		
定員	9 部屋 12 名		
増築棟	9 部屋 12 名	計 24 名	

3. 職員体制及び勤務状態

施設長	月曜日～金曜日	8時30分～17時15分日
勤職員	月曜日～日曜日	8時30分～17時15分
宿直職員	月曜日～日曜日	午後5時15分から翌日午後8時15分
夜警員	月曜日～日曜日	午後5時15分から翌日午前8時15分

4. サービス利用対象者

高齢等により、居宅において生活することに不安のある者であり且つ、入所判定委員会により入居が適当と認められた者。

5. 居住更新手続きについて

招福苑では居住を継続するため、年1回の更新手続き(収入申告書の提出)が必要です。4月～5月頃、身元引受人の方へ案内を送付いたします。

6. 利用料について

知夫村高齢者生活福祉センター設置及び管理条例施行規則に基づいた料金を徴収いたします。

その他の料金については次の通りとします。

区 分		利用料		備 考
対象収入		個 室	多床室	
居 住 部 門	40 万円以下	4.000 円	3.000 円	1 箇月に満たない場合は日割り計算とする。
	40 万円 1 円から 120 万円以下	8.000 円	6.000 円	
	120 万円 1 円から 130 万円以下	11.000 円	8.000 円	個室利用において夫婦で入居の場合は、1 名分を半額とする。又、同室入居の場合は、利用料を半額とする。
	130 万円 1 円から 140 万円以下	14.000 円	11.000 円	
	140 万円 1 円から 150 万円以下	17.000 円	13.000 円	
	150 万円 1 円から 160 万円以下	20.000 円	16.000 円	
	160 万円 1 円から 170 万円以下	23.000 円	18.000 円	「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定する事が適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費控除後の収入をいう。
	170 万円 1 円から 180 万円以下	26.000 円	20.000 円	
	180 万円 1 円から 190 万円以下	29.000 円	23.000 円	
	190 万円 1 円から 200 万円以下	32.000 円	25.000 円	
	200 万円 1 円から 210 万円以下	35.000 円	28.000 円	
	210 万円 1 円から 220 万円以下	37.000 円	29.000 円	
	220 万円 1 円から 230 万円以下	40.000 円	32.000 円	
	230 万円 1 円から 240 万円以下	45.000 円	36.000 円	
	240 万 1 円以上	50.000 円	40.000 円	
食事代		一日あたり		1,250 円 (31 日 38,750 円)
電気料金		電気メーター計量		使用した電気料金
共用費(水道代等)		一ヶ月あたり		2,000円
修繕費		一ヶ月あたり		1,000円
日常生活消耗品費		一ヵ月あたり		2,000円
介護サービス利用料		一ヵ月あたり		利用したサービスに応じて
その他(診療費、散髪、日用品、嗜好品)				実費

利用料金の支払方法について

利用料金は1ヶ月ごとに請求いたします。利用月の翌月に指定金融機関口座からの自動引き落としによる支払いとさせていただきます。

※指定金融機関(島根県農業協同組合知夫支店及びゆうちょ銀行/知夫郵便局)

7. サービスの概要

【居住部門基本サービス(無料)】

- ① 共有スペースの管理・・・清潔で快適な生活が行えるよう、職員間で共同利用部分の清掃・環境整備・消耗品の管理補充等を行います。
- ② 緊急時対応・・・24時間緊急対応体制(居室に1個、トイレに1個 呼び出しボタンがあります)

夜間見回り・・・21 時、0 時、3時

- ③ 生活相談・・・共同生活等を行う上での不安や困りごと等の総合相談に対応いたします。
- ④ 受付・・・来訪者、宅配便の受付、電話の取次ぎ、郵便物受取等の対応を行います。
- ⑤ 入浴・・・入浴時間・曜日等は職員がお知らせいたします。

＊浴槽内に手ぬぐい、タオル等を入れる又は、他の方が不快に思う行為等のご遠慮下さい。

＊他の曜日や時間外に入浴を希望される方は、ご相談下さい。

＊特別浴槽ご利用の方、介助が必要な方は個別に対応いたします。

※祝日、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始は入浴日が変更になる場合があります。

- ⑥ 洗濯・・・共有スペースに洗濯機が設置してあります。
- ⑦ ゴミの出し方・・・共用ゴミ箱に出して下さい。※曜日の決まりはありません。
※リサイクルのものは、中身を綺麗に洗い乾かしてから捨てて下さい。

【居住部門選択サービス(有料)】

食事・・・1 日3食 1,250 円

食事時間 朝食6:30 昼食11:45 夕食17:30

- ① 外泊等で 7 日以上不在の場合は、不在の日数分減額されます。
- ② 当苑ではアルコールの提供は致しません。飲酒に関しては、主治医の許可があり、ご自身で管理が可能な方に限り認めておりますが、他の入居者様のご迷惑とならないようお願いいたします。

飲酒量については、主治医の意見に準じて管理させていただきます。

- ③ アレルギーのある方や、食事形態の変更希望がある方はお知らせ下さい。

※好き嫌い・治療食は対応できかねます。

【介護保険サービス利用の援助】

- *介護保険の在宅サービス(訪問介護サービス)を利用して、掃除、洗濯、買い物などの家事援助サービス、入浴、排泄、服薬などの身体介護サービスを受けることができます。
- *介護保険サービスのご利用は所定の手続きとケアプランが必要になります。
- *介護度に応じて、利用者、ご家族、関係機関等と必要な支援について、介護支援専門員がサービス調整を行います。
- *介護サービス利用料については、介護保険制度のもと自己負担分(利用料の1～3割)をお支払いいただきます。
- *区分支給限度基準額を超えたサービス利用料については、全額自己負担(10割)となりますのでご了承下さい。

8. 貴重品の管理

入居者及びご家族の管理が基本となります。(苑での管理は致しません)
ご自身で現金の管理が難しくなった場合は、トラブルのもととなりますので、現金の所持はお控え下さい。

9. 入居生活について

招福苑の入居に際して必要な生活用品一式は、各自でご持参ください。

【居室の設備等について】

- *入居者が通常の使用をして故障等生じた場合の修理又は、取り換えについての費用は当苑の負担とします。
- *但し、入居者の故意又は過失によって発生した修理、取り替えについては本人負担(修繕費とは別途)となりますのでご了承下さい。

10. 外出・外泊について

- *外出、外泊の際は、職員にお申し出下さい。外泊は15日以内を目安としております。
 - *外出時に居室の施錠を希望される方は、職員にお申し出下さい。
- なお防犯管理上、出入り口は門限時間を設けております。
(開錠7:00・施錠21:00)
上記時間以外に外出、帰苑される場合は予め職員にお申し出下さい。

11. 持ち込みの制限

入居にあたり、以下の物は持ち込むことができません。

- ・犬、猫等のペット類
- ・火薬、可燃物、石油ストーブなど施設に保管するには危険と施設長が判断したもの

12. 喫煙

主治医の許可があり、ご自身で管理が可能な方に限り認めております。

防災の観点から、居室内での喫煙はご遠慮下さい。

時間や喫煙場所については、決められたルールを守っていただきます。

*喫煙スペース以外での喫煙は退居していただく場合があります。

13. 居室の変更について

ご利用者の状態の変化、あるいは施設側のやむを得ない理由により、居室を変更する場合があります。

14. 受診付き添い、入院について

*受診の付き添いが必要な場合は、原則ご家族又は身元引受人の方でお願いいたします。

*島外の病院へ入院された場合の手続き、入院中の身の回りのお世話は、ご家族又は身元引受人の方でお願いします。

*入居者が診療所へ外出する際、車での送迎は原則として行いません。緊急を要する場合やご家族での対応が難しい場合は、施設長、局長と協議の上対応いたします。

*救急車で受診され、救急隊より職員の同乗を求められた場合は、同乗し医師への説明などを行います。

※付き添いにかかる費用については要請者側の負担となります。

*苑側の過失等での急患の場合は、上記の限りではありません。

【ターミナル期(終末期)の対応について】

招福苑では、ご本人・ご家族の意向に寄り添いながら、生活支援ハウスの体制で可能な限り必要な支援を行います。

日常生活全般に介助を要する状態になられた場合は、介護保険等のサービスをご利用いただきながら、ご家族、身元引受人様ご協力のもと、24時間の連絡体制をとり対応いたします。

※医療行為が必要となった場合は、ご家族及び身元引受人の方に対応していただきます。

職員は医療行為を行うことができません。

※入居者の心身や介護の状況により、居室を変更する場合がありますのでご了承下さい。

*ご自宅での看取りを希望される場合は、福祉用具等の搬送支援を行います。

15. 退居について

以下の状態に該当する場合、退居に至ることがあります。

- ① 提出書類の虚偽記載など、不正な手段によって入居した場合
- ② 利用料の支払いが 3 か月以上遅延し、これが支払われない場合
- ③ 正当な理由なく 15 日以上居室を利用しない場合(医療機関への入院は 3 か月)
- ④ 共同生活の秩序を乱し、他の入居者に危害を加えるなどの言動がある場合
- ⑤ 常時の医療的ケアが必要となった場合
- ⑥ 認知症や精神症状の悪化等により、集団生活が難しくなった場合
- ⑦ その他、入居を継続する事が不可能な事由が発生した場合

16. 損害賠償について

事業所は、サービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事項により入居者に生じた損害について賠償する責任を負います。

但し、入居者に故意又は過失が認められた場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌し、相当として認められる時に限り損害賠償責任を減じることが出来るものとします。

17. その他、協議事項について

定めのない事項については、関係法令等に従い誠意をもって協議するものとします。

同意書

知夫村高齢者生活福祉センター居住利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

知夫村高齢者生活福祉センター 「招福苑」

管理者 氏名 福山真裕子 印

私は、本書面に基づき知夫村高齢者生活福祉センター居住部門について重要事項の説明を受け、知夫村高齢者生活福祉センターのサービス提供について同意いたしました。

令和 年 月 日

利用者本人氏名 _____ 印

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

住 所 _____

氏 名 _____ 印

村内協力者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

個人情報の利用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、私()及び身元引受人()は、社会福祉法人知夫村社会福祉協議会が、私及び身元引受人・ご家族の個人情報を以下の目的により利用することに同意します。

1. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請(更新・変更)する場合
- (2) 利用者に関わる介護計画(ケアプラン)の立案、サービス担当者会での情報提供
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体(保険者)、その他、社会福祉団体等との連絡調整
- (4) 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) 行政の開催する評価会議、地域ケア会議
- (6) その他サービス提供で必要な場合
- (7) 上記の内容に関わらず、緊急を要する場合の連絡等
- (8) 事業所内においての展示物(写真、氏名、生年月日等)

2. 利用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、サービスの提供に関わる目的以外に利用しない
利用者とのサービス利用に関わる契約の前からサービス利用終了後においても、第三者に知り得た情報は漏らさない
- (2) 個人情報を利用した会議の経過を記録し、請求があれば開示する

令和 年 月 日

本人(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人(代表) 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄(利用者との関係) _____